

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第2号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第3号 瑞穂市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第4号 瑞穂市火葬場条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第5号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第6号 瑞穂市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第7号 瑞穂市道路占用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第8号 瑞穂市給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第9号 平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	くまがいさちこ
3番	西岡	一成	4番	庄田昭人
5番	森	治久	6番	棚橋敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	古川貴敏
11番	河村	孝弘	12番	清水治
13番	若井	千尋	14番	若園五朗
15番	広瀬	時男	16番	小川勝範
17番	星川	睦枝	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	奥 田 尚 道
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	森 和 之
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	広 瀬 充 利
福 祉 部 長	高 田 薫	都 市 整 備 部 長	弘 岡 敏
調 整 監	白 河 忠 良	環 境 水 道 部 長	鹿 野 政 和
会 計 管 理 者	宇 野 清 隆	教 育 次 長	高 田 敏 朗
監 査 委 員 事 務 局 長	松 井 章 治		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田 宮 康 弘	書 記	今 木 浩 靖
--------	---------	-----	---------

開会及び開議の宣告

○議長（星川睦枝君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成26年第1回瑞穂市議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星川睦枝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号8番 松野藤四郎君と9番 広瀬捨男君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（星川睦枝君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日から1月23日までの3日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日から1月23日までの3日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（星川睦枝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

4件報告します。

まず3件について、議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（田宮康弘君） おはようございます。

議長にかわりまして報告いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は平成25年11月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でした。

関連して、2件目ですが、地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査の結果報告を同条第9項の規定により監査委員から受けております。監査は11月12日に行われ、医療保険課における4月1日から9月末日までの財務に関する事務の執行と、重点項目として医療費についての監査を行った。その結果、財務の事務についてはおおむね適正に執行されているものと

認められた。その他の項目についての監査結果につきましては、お手元に配付の定期監査結果報告書のとおりでございます。

3件目は、西濃環境整備組合議会の結果報告です。

本年1月16日に、同組合の平成26年第1回定例会が開催されました。提出されたのは、平成25年度補正予算、平成26年度の分賦金額及び分賦方法を定める議案、平成26年度当初予算の3件でした。

平成26年の分賦金額及び分賦方法を定める議案は、搬入量割の実績を平成24年度ベースから平成25年度ベースに改める内容でございます。

平成26年度予算につきましては、総額が21億5,958万1,000円となり、平成25年度当初予算と比較するとマイナス2億382万2,000円、率にしますと8.6%の減額となっております。

歳入の主なものを前年度と比較しますと、加入団体負担金3,650万1,000円の増額、国庫補助金のごみ処理施設建設補助金1億3,306万4,000円の減額、財政調整基金と施設整備基金から繰入金5億8,828万8,000円減額するものでございます。

歳出の主なものは、民生費の屋内温水プールの管理費で光熱水費300万円の増額や、トレーニング機器購入等で合わせて500万4,000円の増額、衛生費の施設建設費で、最終処分場建設工事費で2億8,683万7,000円の減額するものでございます。

当市の平成26年度負担金は2億5,500万2,000円で、平成25年度に比べまして1,380万9,000円、5.7%ほどふえており、全体の約22.1%を占めております。

これら3議案は、いずれも原案のとおり可決されております。以上でございます。

○議長（星川睦枝君） ありがとうございます。

以上、報告した資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

4件目は、平成25年度市議会議員短期研修について、松野藤四郎君から報告を願います。

8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） おはようございます。

議席番号8番 松野です。

研修に行ってきましたので、報告をいたします。

平成25年度市町村議会議員短期研修報告。

「自治体財政の見方～健全化判断比率を中心に～」受講しました。

平成25年度市町村議会議員短期研修会が、平成26年1月14日から15日の2日間、大津市の全国市町村国際文化研修所で開催され、全国から191名、本市からは若園議員、棚橋議員、そして私の3名が参加し受講した。

研修は、「自治体財政の見方～健全化判断比率を中心に～」、講師として関西学院大学の稲葉教授、有限責任監査法人トーマツの公認会計士 小室氏の両先生をお招きし、「地方自治体

の財政運営～健全化法施行5年経過後の現状を踏まえて」と題して講義された。

内容は、自治体の環境変化と地方財政について、財政分析指標の意義と考え方についてなどがありました。

財政分析指標は財政状況を知らせるシグナルであり、最も求められるのは財政の健全性と起債余力である。健全性とは、単年度の財政運営において歳計現金が確保されていることであり、指標としては、実質収支比率、連結実質収支比率、普通建設事業費充当一般財源等などが該当する。また、起債余力とは、中長期的にも安定的に財政運営ができることを指している。これは中長期にわたり債務を返済していけるかどうかということであり、起債余力がまだあるかどうかということでもある。そのため、元利償還費用である公債費が自治体財政に占める割合を検討することになる。指標としては、実質公債費比率がある。

したがって、年度間の調整も含めて収支均衡が確保されていること、また自治体独自の政策に取り組むための現金が確保できていること、さらに借金返済の負担能力などが安定的に確保されていることなど、的確に把握しておれば健全な財政運営ができる。

なお、財政健全化法施行5年を経て、平成24年度は財政再生団体、1団体、早期健全化団体が2団体である。

研修会2日目には、財政指標分析に関するグループ演習が1グループ6名の編成で行われた。人口規模10万人、4万人、1万人の3団体の財政状況資料に基づき演習を行った。その内容については、10万人規模の自治体についての演習結果について報告をいたします。

この市は、空港の開港にあわせ、病院、市民ホール、下水道等のインフラ整備を急速に行った。その際の起債の償還には空港関連の税収を充当するよう見込んでいたが、当初の見込みほどの税収増とはならなかった。

その結果、財政力指数は1.0前後で推移するというかなり豊かな税源を持ちながら、経常収支比率は常に100%をオーバーするという典型的な浪費型の財政難に陥った。また、実質収支比率はマイナス15%になるなど、財政破綻直前の状況となっている。

そのため、今後取り組む課題としては、人件費の削減、それについては退職者不補充、組織の統廃合により人員削減、そして職員の給料カット、ほかに投資的経費の見直しでは、小・中学校耐震化100%を優先し、それ以外は費用対効果の高いものに限定、そして、その他経費の縮減としては委託契約の一括化、そして仕様見直し、歳入確保については遊休財産の売却、そして企業誘致などを行うため早急に財政健全化計画書を作成するよう、訓練では結論づけました。

全国各自治体においては、各種事情、地形等によりさまざまであるが、まずは健全財政運営に努めなければならない。

以上、研修内等について報告いたしました。大変有意義な研修であったとともに、両先生

のすばらしい講義内容であったということでございました。以上で報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（星川睦枝君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第1号から日程第12 議案第9号までについて（提案説明・質疑）

○議長（星川睦枝君） 日程第4、議案第1号瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例についてから、日程第12、議案第9号平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）までを一括議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

○市長（堀 孝正君） 改めまして、皆さんおはようございます。

私のほうから、所信並びに提案説明をさせていただきます。

ことしのお正月は穏やかな日和に恵まれましたが、個々数日は冬本番の寒さと冷え込みが続く毎日となっております。まずは、議会の皆様、市民の皆様に寒中お見舞いを申し上げます。

新年早々、平成26年第1回瑞穂市議会臨時会を開催させていただきましたところ、議員各位の御出席を賜り、お礼を申し上げます。

開催に当たりまして、私の所感及び今回提案する議案について述べさせていただきます。

先日の「むかい地蔵」アンコール公演では、議員皆様もごらんとおりで、熱い感動と涙、鳴りやまぬ拍手で大盛況となり、今年の合併10周年記念事業で高まった市民参画・協働の機運が続いていることを実感でき、ことしもさい先のいいスタートを切ることができました。関係方々の御努力、御尽力に改めて感謝を申し上げ、この場からも心より厚くお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

一方、国内外の情勢を俯瞰しますと、間もなくソチ五輪が開催されます。

2020年の東京五輪が決まった日本では、日に日にオリンピック機運が高まっておりまして、ことしはスポーツへの関心はもちろんのこと、社会・経済全体も大きく盛り上がってほしいと期待するところでございます。

日本経済は、昨年からのアベノミクス効果によりまして、為替、株価が反応を示し、緩やかに景気が回復しつつあります。しかし、4月からは、いよいよ消費税率が5%から8%に改正されます。これが今後どのように反映するのかと危惧いたしますものの、瑞穂市としましては、国施策に沿い、さきの定例会で御説明したとおり、市民の皆様をお願いする応分の御負担について対応・方針を定めましたので、今回議案として上程させていただいた次第であります。

そこで、今回お願いします議案は、条例の改正に係る案件が8件、補正予算に係る案件が1件、合計9件でございます。

それでは、順次提出議案の概要を御説明させていただきますが、まず消費税率の改正に係る議案を一括して御説明いたします。

議案第1号瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例について、議案第4号瑞穂市火葬場条例の一部を改正する条例について、議案第7号瑞穂市道路占用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例について、議案第8号瑞穂市給水条例の一部を改正する条例についてであります。

この4議案につきましては、いずれも社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の公布に伴いまして、消費税率改正分を上乗せするために市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第2号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

健康管理医の報酬について、職員数の実態に即した報酬額に見直すため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第3号瑞穂市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

瑞穂市道路占用料の徴収に関する条例の制定に伴う行政財政の目的外使用料徴収整備等のため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第5号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

平成26年度予算編成に伴いまして、去る平成25年12月18日に瑞穂市国民健康保険運営協議会の答申を得たことから、国民健康保険財政を今後とも安定して運営するとともに、被保険者間の負担の公平性を図るため税率を改正する市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第6号瑞穂市都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。

都市公園占用料の額を見直すほか、公園内の禁止行為等の規定を追加するため、市条例の改正を行うものであります。

最後に、議案第9号平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ200万円を追加し、総額を163億7,878万4,000円とするものであります。

今回の補正では、機構改革・組織改編に係る費用として、福祉センター改修設計費200万円を計上したほか、老朽化した庁舎電話交換機の更新をするに当たり、経済情勢を勘案し3,000万円の債務負担行為を設定させていただきます。

また、予算を翌年度に繰り越して使用することができる繰越明許費として瑞穂市庁舎改修事業と社会資本整備総合交付金事業の2件を設定するものであります。

以上、9件の提出議案につきまして概要を御説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げ、私の提案説明とさせて

いただきます。

○議長（星川睦枝君） これで、提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前 9 時25分

再開 午後 1 時00分

○議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 4、議案第 1 号瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 5、議案第 2 号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 6、議案第 3 号瑞穂市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 7、議案第 4 号瑞穂市火葬場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4 番（庄田昭人君） 議席番号 4 番、庄田昭人です。

議案第 4 号瑞穂市火葬場条例の一部を改正する条例について、質問させていただきます。

今回の一部を改正する条例に当たり、それぞれ先ほどの勉強会では、税の分がついていた部分に限り今回も修正をさせていただくということでありました。

しかし、火葬場条例の使用料という全ての条例を見てみますと、それぞれの汚物炉、霊安室、霊柩車等の使用料も含まれております。それが税率が入ったもの、入っていないものをやっばり使用料として見やすく本来はするべきではないかなというふうを考えさせていただきましたので、この部分については今後どのようにしていくのか、また、このことについてはどのようなお考えを持っているのか、お伺いをさせていただきます。

○議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） ただいまの庄田議員の質問にお答えさせていただきます。

火葬場条例の一部改正につきましては、議員御指摘のように、汚物炉、霊安室、霊柩車については消費税が5%かかっている現状で、今回、8%にするものでございますが、祭壇、あるいはちょうちん立て、あるいは火葬炉ということでございますが、火葬炉につきましては消費税がかからないものということでございまして、消費税の部分は非課税で考えておりますので今回の条例案には上げておりませんし、祭壇、あるいはちょうちん立て等その他のものにつきましては、合併時の調整等で穂積町の現在のとおりということに来ておりまして、それについて据え置きということで今回改正案には上げておりません。

また、火葬場条例全体の使用料につきましては、瑞穂市全体の施設ということで平成27年度に改正予定でございますので、全体についてはそのときにと考えておりますので御理解のほどお願いいたします。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 全体につきということではございましたが、祭壇等の使用の今は回数が少ないということではございますが、そのことについても今後検討をしながら進めていくということで、ちょうちん立て等も使用料もしくは使用料金についての改正ということも、今後考えていくのかということも検討をなされるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） そこについても、どうするべきかということは、また再度検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8、議案第5号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野でございます。

議案第5号の瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、二、三質問をしたいと思います。

今回の改正の目的は、国民健康保険の安定運営と被保険者間の公平性を図るとありますが、前回の改正をちょっと調べますと、平成23年12月議会に、平成24年度からの税率改正と課税限度額を引き上げております。

この前回の改正時の資料では、基礎課税分である医療分、これは応能と応益割合、多分応能は53%で、応益が47%という割合でなっていたのを、是正する必要になったということで、後期高齢者支援金分、あるいは介護納付金分が平成20年度から据え置きになっており、引き上げるものであるということであります。

その内容については、後期高齢者支援金の所得割合が1.6から1.85%ということで0.2%の引き上げ、それから介護納付金分についても同じように、所得割が1.6から1.7%ということで0.1%の引き上げで、あとの均等割ですね。介護分は1万4,000円、それから支援金分については1万500円ということで据え置きでありました。また、医療分についても同じように、所得割が6%から5.7%、それから資産割については固定資産が30%から28%ということで、均等割と平等割は据え置きでありました。

要するに、前回の改正というのは平成24、25年分の保険税の話ですけれども、平成22年度の改正における医療分、所得割額が4.5%から6%、こういうふうには引き上げましたですね。それから、資産税も25から30%、あるいは平等割とか均等割も1万5,000円ぐらい引き上げたということで、その内容といいますか、精算をとるか検証したところ、どうもこれは引き上げ過ぎていたということで前回は改正をしております。そのときには、今後とも2年ごとに保険税の精算と、今後2年間の見込みをするものと記憶をしております。

前回や前々回の改正には、もっと詳しい資料が提示をされ説明があったと思いますし、私ども文教厚生委員会の中では、1月8日に午後から文教と両方をその短時間でやったということで、非常に説明というのか資料が不足しているような感じをいたしました。

今回、本当にそういったところで執行部のほうもそういう説明、あるいは審議会の内容についても聞きますと、2回やってすぐ答申を出してきたということ聞いております。

まず1点聞きますけれども、今回の改正は医療給付費、年間29億から30億、31億と毎年毎年ふえていく中であって、どうして医療分が記載をされているのかということをもまず1点お聞きします。

○議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 松野議員の御質問にお答えいたします。

1点目として、なぜ医療分を下げたかという御質問かと思いますが、そこにつきましては、平成24年度の実績を精査し分析したところ、医療分の部分のバランスが、他の介護分、あるいは後期分とのバランスでふぐあい、バランス的に少し高かったのではないかなという分析をしたところで、今回の引き下げになったということでございます。

全体としましては、24年度はマイナス500万円の赤字ということでもございましたので、おおむねとんとんの額でおさまったということでもございますので、それぞれの3つのバランスを考慮したものでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） ふぐあいというのは、具体的にどういってお答えいただけますかね。

○議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） ふぐあいといいますか、バランスが、山があったり谷があったりということで、3つの部分がそういった分析になりましたので、高い山があれば少しでも是正するという、少し低目になつてというようなことで、その3つの医療分、介護分、後期分のバランスを少しでも是正したほうが良いという考えで、医療分の部分を下げたということでもございます。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） どうにかといいますか、国保についてはお金が賄えられておるといふような格好の説明だというふうに思うんですけども、要はフィフティ・フィフティで国・県、あるいは保険者からと、50%と、こういうふうに負担割合をしているところで賄いをしておるわけですが、今までの資料を見ていると、一般会計から法定外や繰入金、あるいは基金から取り崩して運営をしておるといふことやね、国保というのは。

要は、十分に賄えられておるといふのではなくて、そういうものを入れておるから賄いしておるといふことやね、そういうふうで解釈しやいいんやね。違いますか。

○議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 国保にあつては、議員御指摘の繰入金ですが、職員給与分とかその他繰り入れとか、福祉医療の波及増分とか、いろんな形で繰り入れはしてお

るわけですが、今までの瑞穂市のルールに基づいて繰り入れをしておりますので、この年に限って不足したから余分に繰り入れしたよとか、赤字分を繰り入れしてちょうだいというような考えで繰り入れをしておるわけではございませんので、御理解のほどお願いしたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 次は負担金の話をしますけれども、国、あるいは県から負担金、これは翌年度に精算をされてくるというふうに思いますけれども、例えば県下全域で行っている高齢者医療費の共同事業においても、その年は予算書とこう見ますと、歳入が多く、翌年度にこの負担金がふえてくるという感じを受けるわけですが、そのあたりどのように捉えているのか、あるいはお金はどのように賄えているのかということをお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 共同事業等につきましても、岐阜県下の市町村が共同的にということで80万円超の部分とか、30万円から80万円の医療分についてとか、そういったルールに基づいて拠出をしたり交付いただいたりということで、助け合いながら運営をしておる。一気に医療費がかさむと、高額医療に関してはやはり保険者が大変困るということで、そういったルールに基づいてやっているところがございますので、そこについては精算をすればもうかったとかもうからないというようなことが繰り返し毎年されてくるということかと思いますが、助け合いの精神のもと、拠出をしたり交付を受けたりということでやっておりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 今度は3点目になりますけれども、この医療費の関係ですが、これは増加しておるということは認めますけれども、国庫支出金、あるいは県の支出金、それから国保税で運営をしておって、不足してないということのような答弁であり、ちょっと中身はよくわかりませんが、本来は国保の運営全体に充てる財源をこの医療費のほうに持ってっておるようなふうに思うわけです。

例えば、26年度の見込みの表が来ておりますけれども、前期高齢者の交付金は10億7,000万ぐらい入ってくるわけですが、こういったものについてのお金の使い方がどこへ行っておるか。医療費のほうへ行っておるか、介護のほうへ行っておるか。私が思うのは、前期高齢者ですので、これは40歳から64歳の方がお金を納付する。そのお金が介護分に行くと思うんです。

そこら辺がきちんと目的に合ったというのか、全体を考えた中でのお金の使い方がされているのかということをお尋ねしたいと思うんですけども。

○議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） ただいまの前期高齢者交付金の件でございますが、皆様に前回、協議会の資料として26年度見込みということの10億7,000万ということかと思いますが、これは見込みでございますが、前期高齢者につきましては65歳から74歳を対象としたものでございます。

支払基金から各保険者へ、これも助け合いということになるかと思うんですが、保険者同士の費用を調整するために、支払基金から例えば協会けんぽ、共済組合、あるいは健保組合の加盟している方で65歳から75歳未満の方が、あと市町村国保ですね。市町村国保のそういった対象者が多いところへ、費用負担のバランスの調整のためにあるわけでございますが、これについては少なくとも介護の40歳から64歳への部分には宛がわれるものではないというふうに考えておりますので、今回お示しした中では医療分ということで納めております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 最後になりますけれども、今回の国保税の改正というのは、私が思っている中ではせっぱ詰まったものではないと、まあどちらでもいいというような改正ではないかというふうに考えます。

その理由としては、まず医療分について、今までの説明からは医療分についての考え方の方向性がよくわからない。それから医療費が4.5%、この7ページにあったですね、資料をもらっているんですけども、毎年5.何%、4.9、26年度は4%、こういうふうに医療費が伸びているわけでありまして。にもかかわらず下げてくるという説明はよくわからない。

保険者間の負担の公平性というものにはなっていないのではないかというふうに思いますし、これは医療分における財源の精算、本当にこれ正しくやっているのか、あるいは応能割とか応益の割合ですね。そういったものは本当にどうなっているのか。今後、2年間における今後の医療費の伸びを勘案しているとは考えられないというふうに考えます。

医療費の税率を下げたおいて、医療費が伸びているからといって市の一般会計からの繰出金をふやすということにも矛盾してくるのではないかとこのように思います。

それから、この限度額については資料5の2をいただいておりますけれども、地方税法の施行令の改正に伴って後期高齢者支援金、それから介護分の限度額の改正をする予定となっております。今回は医療費のほうを出してきておるわけですが、この限度額については3月の議会で提案されてくるのか、あるいは何か専決という話もちらっと聞きましたんですが、

これはどのように改正をされていかれるのか、ちょっとお尋ねをします。

○議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 今議員の質問は、4点目ということでございましたが、どちらでもよい改正というようにお話で始まったかと思いますが、どちらでもよいのではなくて、現状は先ほども言いましたように、平成24年度は結果500万円の赤字だったということなんですね。

それで、先ほど議員さんも御指摘がありましたように、7ページ、前回お配りした部分のここ3年間の伸びは毎年5%、あるいは4%、これの繰り返しが現状でございまして、未来に向かってはそうなるとは限らないわけでございますが、同様の伸び率は見ていかなければならないというところがございますので、そういった伸びに対して改正をしていかなければならないと。

そんな中で医療費の部分が、要は医療費と後期の部分は被保険者は一緒なんですね。介護分の部分の徴収をしておるのは、40歳から64歳の方に限って国民健康保険税を納めていただいておりますのが現状なんです。それで、介護と後期は結果的に言いますと、同じ方ですので、医療が下がっても後期が上がればそこで差し引きしてまた増減があるということですが、介護については介護の対象者が違うということなんですね。

そういったことで、先ほども申しましたように、医療の部分が若干プラスであったんではないかということで、医療費の部分を下げにいった、介護と後期の部分を上げにいったということのバランスを是正しながら、将来の伸び、ここ4%、5%の伸びを勘案した中での改正案ということで国保審議会でお諮りをして御理解いただいたということでございます。

財源と、あと応能割と応益割につきましては、前回の改正で是正したということで、引き続いて今回の改正にありましても、松野議員がお持ちの資料でいきますと2ページで4方式、あるいは3方式、2方式ということで、4方式につきましては所得割は40%、資産割は10%ということで、賦課総額の案分が理想ですが、定まっております。均等割が35%、平等割が15%ということで、この中で応益割と応能割が50%という理想像がございます。それについては、今回も私ども、同じような考えのもと進めてまいっております。そこの部分はもう当然50%、50%という考えでおるとということでございます。

あと3月の、今回お手元の資料5の2のところでございますが、ここににつきましては今回の改正に少し絡んでくるということで、アスタリスクマーク1、2ということで、今回の改正条文には含まれてはおりませんが、現在の国保、地方税制大綱等によって今後地方税法の施行令が改正され、上限も後期高齢、介護保険ともども2万円ずつ、医療部分は据え置きというようなことで今出ておりますので、そういった形で私どもも改正に向けて考えているというようなことで、ここへ書かせていただいたということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 5の2に書いてあるんですね。3月の地方税法改正が出てくるわけですが、限度額については議会に諮ってやるのか、専決でやってしまうのか。

○議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 言葉足らずで申しわけありませんが、3月につきましては、間に合えば当然3月議会に上程をさせていただきますし、どうしても間に合わなければ専決という方法もあるというふうには考えております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） そこを聞くのは、前回といいますか、限度額の引き上げのこの専決処分というのは、平成22年の限度額の引き上げにおいて、やはり我々数名の議員からもお話をされておるわけです。審議もなく、専決処分ではなく、また国のとおり引き上げない自治体もあるところもありますので、要は専決処分というのは見送ったというようなふうに思うわけです。

ですから、3月の議案に正規にちゃんと出してきてやらないかんというふうに思いますし、なぜ医療分をこんなときに、1月にやるのか。最終的に決まってからやったって、僕は十分間に合うというふうにも思うわけですが、なぜ先に医療分をなぶってくるのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） これにつきましては、国保税の審議会でもお諮りして、現在そういった答申を受けて、今回臨時議会が開かれたということで、今わかっているのに持ったまま出さずに3月議会というのでも、それではなぜ出さなかったかということにもなりますし、いろんな考えがあろうかとは思いますが、早目に皆さんにわかっておるものを出して諮っていきたいという考えのもとで、今回の条例の改正案をとりあえず出させていただきます。また3月議会には予算をお願いしたいという形で2段階にはなったかと思っております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 審議会ですらいろいろ審議して答申してきたわけですが、ある市では保険料をこれだけ下げて、ちょっと検討すると、こういう話の自治体もあるわけやね。

うちは、審議会としてはどのような方向でこの審議をしたのか。値上げを頭に置いてやっていたのか、ちょっとその辺聞きたいですけど。

○議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 同じような答えになるかもしれませんが、国保審議会で現在の国民健康保険税の状態ということで、平成24年度の実績を踏まえて分析したものでございます。値上げありきでどうこうということではなく、現状をまず分析するということからスタートしたわけでございます。

そんな中で、現状分析をした上で今後の医療費、先ほども申しましたように5%ずつ給付費が伸びているという現状と、また今年度の途中経過の状況も踏まえ、やりくりを国保税の中でやっていかなければならないという今までのルールの中でのやりくりをやっていかなければならない中には、やはり保険料を見直さなければならぬということになり、また2年に1度の見直しの機会が今回であるということの中で、とにかく現状分析をし、将来を見てということで今回の改正案となったものでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 今回、この改正することによってたしか7,000万やったかね。パターンの中から見ていくと7,000万円のプラスになるんやったかね。そうでしたね、医療分について。

単年度で500万円の赤字やと言っておったですね、前回のあれでは。基金もありますわね。私がおもうには、7,000万円上がるんですけども、この改正にすれば。そうやけど、そういった繰入金とか基金とか法定外とかいろんなものでやっていけば、この3年間で僕は泳げると思うんですよ。そういうお話はされておったでしょうか、審議会では。

○議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 3年間で泳げるかどうかは定かではございませんが、基金が現在5億円弱あるということは現状としては当然把握しておりまして、いざというときには使わざるを得ないというふうには思っておりますけど、今後、広域のほうがどのようになるかということがまだまだわからない状態で、平成27年度に何らかの形で出て、29年度に決まってくるというふうには思っておりますが、その間について基金を全部使っていくということは、泳いでいくということは基金がゼロに近づく可能性が当然あるわけですが、そういった方向もそれはあるかもしれませんが、まだ方針、方向が決まってないのにこれをなくしていくというのはいかがなものかということになるかと思います。

ということは、27年、29年のときに、ひょっとして各保険者から基金を持って拠出してこいと、各それぞれ持っていらっしゃいといったときには持っていくものがないわけですね、もしそういう場合になれば。だから、どうなるかがまだ決まってないので、基金を使っていくというのは非常に、その方向を決めるということは今の段階では難しいということで、今回の全体を見ての改正ということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） あと1点ですけど、消費税の増税分に対する国保といいますか、国保税のほうへどのぐらいそういった公費が消費税の中から行くのか。要は、税と何かの一体の中の話で、福祉を充実するということである低所得者、あるいは高齢者に対する減額措置等もあるわけですが、消費増税分については国保税のほうへどのぐらい増額されていくのか。

それから、基金は5億あるということですが、最終的に広域になったときにはという話もございましたけれども、消費税の増税分があつたり繰越金とか法定外の繰入金、あるいは基金の取り崩しをやっていけば、私は国保税の値上げというのは必要はないというふうに思うわけでありまして、この1月議会の中で議案を早急に審議するのではなくて、3月までに十分委員会、あるいは皆さん協議会等で話をしながらこの議案をやっていくという方向のほうが私はスムーズに行くのではないかと思うところであります。

答弁は要りませんが、以上で終わります。

○議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9、議案第6号瑞穂市都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10、議案第7号瑞穂市道路占用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11、議案第8号瑞穂市給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12、議案第9号平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（星川睦枝君） 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） 議席番号16番 小川勝範でございます。

一般会計補正について、若干質問をいたします。

まず歳出の福祉センター費、200万組んであるんですが、この200万の今後のスケジュール、流れをちょっとお聞きします。どういう流れかといいますと、この福祉センターに教育委員会が移動すると。移動するに当たって、まず設計をして、そして3月議会に工事費を上げて、そしてさらに4月までに教育委員会が移動するのか、そういうものについて、そういう段取りで行かれるのか、ちょっと答弁していただけないか。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 小川議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

今回、補正予算で組みました200万円の実施設計になるわけですが、実はその前に調査設計、調査というものを行っております。この調査の結果が出てから実施設計に移るということになりまして、今回この実施設計がお認めいただければ3月の補正において工事費のほうを積算して、それから繰り越しというような形で、4月に完成ではなく7月をめどに工事を行って、7月から新しい総合センターの中で教育委員会、また福祉部のほうで一緒に事務を一元化できるように考えております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） 今、森部長から答弁されましたんですが、その問題はよく知っております。

今7月までに移動するんですよ。要は、それなら3月の26年度の当初予算を組んで、そしてもう少しみんなと話し合って、どういうふうにするのかというものをなぜ協議して、そういう計画が何でなかったんですか。

さらに、6月、9月、12月議会、特に12月議会には新生クラブでは庄田議員、若園議員、私が機構改革の質問をしておるんですよ。そういうときに、答弁は一言も言っておらんでしょう。

今度は補正で上げてくる問題等については、前の議会で多少なり全協で話をしておるやないですか。何か正月済んだら思いつきでやったような感じになるんですよ。思いつきで、私はそう思うんですよ。何でも思いつきでやればいいものではないと私は思うが、どうですか。

そして、巢南庁舎から教育委員会がこっちへ来て、なら跡地は、後のところは誰が使うんですか。そういう計画もみんな入っておらんでしょう。どうですか、森部長、今私が質問したこと、ちょっと簡単に答弁してください。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） お答えいたします。

議員さん言われる唐突なようにということですが、実は6月議会、9月議会においても、一般質問においてこの組織の改正についてということで御質問がございました。その折に、市長から各課における懸案事項、課題などを各部で出し合って、部長会においてそういう指示があり、企画部で取りまとめて10月から11月にかけて協議をしてまいったわけでございます。

組織全体に及ぶような共通事項ではないために、個別に福祉部、教育委員会、市民部と調整をしてきたわけで、福祉部とは七、八回協議をしてきたこととなります。その課題の中から洗い出していくと、やはり穂積庁舎と巢南庁舎が離れているということで連携がなかなかできないということや、福祉生活課の中の事務量の増加、老人福祉計画の策定、障害福祉計画の策定、介護保険の市町村裁量権など、多くの事務量が増加するというところで、再編するにしても現在の福祉部ではそのようなスペースがないというところで壁にぶつかったということで、市長のほうにも御報告し協議をしてまいったわけでございますので、よろしく願いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） 正月中、いろんな人と触れ合いをする場があったんですね。私も議員になって、平成7年から議員をやっておるんですが、巢南庁舎の跡地がもうはや誰が使うんやとか、そういううわさが聞こえておるんですよ。どこの協会が使うとか、あの部屋はこれが使うんやと。我々は知らへんですよ。これ誰がしゃべっておるんですか。

そして、私も議長時分に社会福祉協議会の副会長をやっておったんですよ。社会福祉協議会が行政と絶えず連絡し合ってやっとなつたんですね。今回、庁舎に入るとき、社会福祉協議会も何も知らなんだでしょう。ちゃんと社会福祉協議会の会長も、副市長、前事務局長もやっておりまして、内容はよく知っておるんですが、そういういろんな手順を踏んできちっとやっていかないと、どうもそれは後から思うと、先がた言いましたように、何か思いつきでやったんやないかというふうに思われます。

副市長、どう思われますか。

○議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君）　今の御質問にお答えをさせていただきます。

私自身も今の社会福祉協議会の常務理事をやっておりますので、その点については福祉協議会のほうにも働きかけをしておったんですね。

実は、高齢者のデイサービスを廃止するというのは2年がかりで社協でも検討してまいりまして、今回、12月をもって一応休止という形なんですね。その後をどうするかということで、社協もいろいろ検討してまいりました。平成6年に総合センターができてからこれで20年たつわけですが、まだ今の特浴のお風呂とか、そういうのは使えるということで、いろいろ調べてみますといわゆる器具の交換もまだ可能だということもわかっております。

ただやはり20年経過したということで、これから悪くなるだろうと、そういった状況の中でそのお風呂をどうするかということで、社協としましては、高齢者じゃなくて障害者のデイサービスをちょっと検討してみたいということで検討しておったんですね。ですけれども、やはり高齢者と障害者とは対象が違うということで、なかなか障害者に踏み切るにはスタッフも十分でないということで、社協としてはやはり手を引きたいという結論になってきました。

そういった意向を受けまして、じゃあその後はどうするかということで、市のほうに一旦は返したいという話になってきましたので、それであるんだっただらということであの跡地を活用できないかということを考えてわけでございます。

それが先ほど来御指摘いただきましたように、12月の議会の一般質問のやっている最中にそういった形が見えてきてまして、その中では社協に市が使うという話はまだしてございませんでした。現実的には、12月議会が終わった段階で、事務局長には話はしてあったんですけれども、デイサービスが使わないということになった、それがわかった段階で梅田会長に接見をしまして、こういう考えでおるけれどという申し出をしました。

しばらくして、梅田会長さんからは、そのとき提案したのは老人福祉センターのほうに、指定管理者という形でもそもやってみえますので、そういった形で移ってもらえないかという話をしてあったんですけれども、それについて、いきなりあそこへ行くのもというようなことで回答に見えまして、市長とも交えて3人で協議した結果、将来のことを考えるとやはり先ほど森企画部長が申しましたように、福祉のスペースが本当に足りない状況であるということで、そういった部署をあそこへ動かしてという話と、それから幼保一元化の関係で教育委員会ということも考えましてお話ししましたところが、まあそういうふうであるんだっただらということで理解をいただきまして、それが12月議会が終わってからの話でございますので、12月議会のときには大体おおよその流れはわかっていましたので、1月になったらお示しをさせていただきたいというのは御返答はさせておったところでございますが、具体的な形というのはお話しできなかったということでございますけれども、水面下ではそういった調整を図ってきたところでございます。そういったことで御理解を賜りたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） 今、副市長、デイサービスの問題、これは私も中へ入っておりましたので、18年からもう廃止するというふうで何年計画であればやっていたと。それも当時、福祉課、社会福祉協議会と、無論議長と、それから厚生委員長も言っておりましたので、絶えず議会と福祉協議会と連絡し合ってやっておったと。

私は何が言いたいかという、今回の問題でも要はきちっと連絡をし合ってやってほしいと。そして教育長、ちょっと留守か。今、教育委員会はいろんな問題があるでしょう。いろんな問題、私は言うわけにいきません。要は、それを解決して、それから移動するやつなら私はいいんですよ。両手に箸を持って、両方やっておるんでしょう。きちっとやることをやってから、それから席をかわるとか、そういうような行政にぜひやっていただきたい。

もし教育長、答弁できるのやったら、教育長、どうですか。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

この機構改革におきましては、議会のほうから6月も9月も、12月もいただいております。私ども、議会のお話でもございます。しっかり考えていきたい、そういうところから抜本的によく考えてくれということで、私が一方的に押しつけたわけでも何でもございません。本当に内部も調整をして、そしてデイサービスをやめました。

このことにつきましても、私はこの広域連合のほうの連合長をしておりまして、大和園を管理いたしております。大和園なんかは公がデイサービスも相当減ってきておる。民間がサービスが進んでおりますので、そちらのほうへとられておる。だから、こちらのデイサービスを結局やめてよかったなということを思っております。

そういう中で、実はこの機構改革の関係ですね。いろいろ協議してまいりましたが、議会も文教厚生委員会、まさに統合されたところでございまして、子育てと教育の一元化をしております。そういう関係で相当こちらと向こうの行き来をしております。これは職員が2人ずつ動くわけですが、できることなら本庁舎のほうに教育委員会が来ますと、まさに福祉の関係と連携がとれますし、いろんなことやら本庁舎とのあれも本当にロスが相当省けるわけでもございまして、やるならということで、そういう協議を何遍も重ねまして、そして先ほど副市長のほうから申し上げましたが、社会福祉協議会のほうは年末に、梅田会長にも御理解をいただいた。本当に年末でございました。

そういう形で、本来でございましたらもっと早くからというところでもございますが、本当に練りに練って、向こうからこっちから持ってくるというのは本当に相当練りに練ったところでもございます。そういう中で、今回これが一番ベターであろうというところから出させてい

いておりまして、それにはまず設計をさせていただかなくてはいけない、そのことで提案をさせていただいておるわけでございます。

私ども、唐突に思いつきでやっておりません。本当にここまで来るには、やはり事務の流れ、そういう関係が一番大事でございますので、そういうことを十分に検討してここまで来たところでございます。そのことについては、議会から再三、機構改革と言われておりますので、しっかりと協議をして本日に至っておるところでございますので、何とかひとつ御理解がいただけますようによろしくお願いを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） これで最後にします。

この6月議会に、庄田君が幼保一元化の質問をしたんですよ。今、市長が言った、それから動いたんでしょう。それから、6月と9月議会があるでしょう。12月議会もあるんですよ。

既にこの1月臨時議会は、12月議会の最終ぐらいに1月臨時議会はやりますと、12月13日でしょう、最終日は、はやその時分にはわかっておったんでしょう。12月13日か12日か10日ごろに1月の臨時議会はやりたい。確かに消費税の関係かもわかりませんが、私も各市町にいろんな議員が、友達がおりますので、この消費税の値上げについてはみんなどうしてやっていったと。12月の最終議会でみんな議決していつておるんやよと、各市町からはそういう連絡もあるんですよ。

私はこれ以上は言いませんが、今後、いろんな計画を立てるときはもう少し行政並びに我々みんなと話し合っ、ひとつ基本に基づいて遂行していただきたい。終わり。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

ただいま小川議員から発言がありましたけれども、私は全く同感であります。ただ、結論がちょっと甘いかなあというふうに思っているぐらいです。

やはり非常に私が危機的に感じているのは、先ほど松野藤四郎議員も国保条例の一部改正の問題についても言いましたけれども、3月議会の直前でしょう、もう。そして、住民生活に重要な問題、機構改革について複数の議員が何回も取り上げてきた問題、機構改革は大事な問題ですよ。3月議会を目前にして、この1月の臨時議会で教育委員会の移転の問題だとか国保の一部改正の問題だとかをやり切っちゃう。こういう行政の運営姿勢に、ちょっと危ないものが見えるんじゃないかというふうに思うんですよ。

私は、堀市長が松野時代に比べて本当に情報も公開をするようになりました。平和運動への取り組みも強められております。そういう意味では、本当に前向いて窓をあけている、それは

すごく評価をして支援してきたんです。だからこそ、今回のこの教育委員会の福祉センターへの移転については、十分慎重に議論を重ねていただきたいと思うんですね。

特に問題は、現場の関係者、例えば社協でもそうです。中の所管の職員、所管以外のさまざまな部長、課長等々について、全体的な意思統一というものが余りなされていないんじゃないかなというふうに思わざるを得ないんですね。

先ほども小川議員の質問で、私の言いたいことの前半の部分はみんな答弁をしていただいておりますけれども、やはり現場の職員の声を十分聞いた上で進めていかないと、職員は腹に入らない。これは、下水道の終末処理場の決定に際しても、漏れるといけないということで秘密主義で進めてきた経緯がありますけれども、では秘密主義で進めていって、うまく住民の信頼を得られたか、こう考えてみますと、現実にはボタンのかけ違いになっているのが現状ではないでしょうか。やはり職員であろうが住民であろうが、それを問わず、当事者とは本当のことを腹を割って話し合うことを何よりも大切にしないとうまくいかないということでもあります。

大月の全天候型の陸上競技場をメインとした、運動公園の整備事業でも一緒です。本田校区の自治会長さんたちが出前講座を開かれましたけれども、ほとんどの意見が運動公園の整備事業に批判的であったことは、出席されていた市長、副市長、所管の担当者は御存じのとおりであります。まちづくり基本条例を持ち出すまでもなく、一部の市民の声を大義名分にして、執行部が職員や住民に政策や方針を勝手に押しつけても信頼が生まれず、うまくいかないと思います。一番大事な問題でありますので、執行部の皆さんには肝に銘じていただくよう強く申し上げておきたいと思います。

いろいろ話がありますけれども、次に聞きたいと思いますのは、主な移転の理由は一体どこにあるんでしょうか。それについて、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 西岡議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

市役所の業務というのは、どれも市民の日常生活の中で欠かせない業務ばかりでございます。とりわけ教育、健康、福祉の3部門は市民生活に密着に関係しています。しかしながら、今まで瑞穂市役所においては、この3部門が、特に教育と健康、福祉が別々の庁舎にあるというような、離れた場所にあったため、情報の交換や事業の連携などの点において問題や課題がありました。

したがって、このたびは教育と福祉部の連携を強化する市民生活の利便性を高めるために、各部署の連携強化を図るために1カ所に集約し、企画したものでございます。よろしく願いをいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） ちょっと先へ急ぎますので、次お聞きをいたします。

教育委員会が移転した後の空き部屋なんかについては、移転をするということと同時に、具体的にどういうふうな考えを持っておられるんですか。

○議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 正直なところ、今の段階でははっきりした使用の用途を考えているわけがありません。

逆に、議会のほうへお諮りし、あるいは外部団体等もありますので、実は社会福祉協議会が出ていくことについても、ボランティアの団体があるわけですね。そのボランティアとの協議も実は社会福祉協議会が窓口になっていますので、そちらのほうからいろいろ働きかけをしていただいたんですね。そうしたところ、総合センターの中で活動したいという団体もありましたし、あるいは幼児支援センターのほうへ移ってボランティアをやりたいという団体もありました。

そういったことで、この市役所のほうへ移転が決まれば、その段階で外郭団体とも協議をしていきたいと思いますが、まずもって議会の皆さんにお諮りをさせていただいて、どういった活用がいいかということも検討しなきゃならないとは思っております。

御承知のように、あそこも教育委員会が手狭になったということで、国体の際に拡張していった経緯もありまして、無駄な投資であったということにならないように、有効な活用を考えていきたいとは思っておりますが、主体が市が使うというよりも、まずやはり皆さんにもお諮りをして、どういう形がいいのかということは考えるべきだというふうには認識しております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 今答弁いただきましたけど、そういう答弁が、先ほど小川議員が言ったように思いつき、手順がどうなっているんですかということにつながる、そういう受けとめ方になる。執行部は、そんなことはない、一生懸命聞いてやったんだと言われるけれども、聞くほうとしてどう受けとめるかということも、皆さん方が考えて発言をし、取り組んでこななければいけないということなんです。その信頼関係なんです。そこが、ちょっと一方的に自分たちのやりたいことをやっているんじゃないか。

今言った空き部屋をどうするかということは、もうレンズを引いて、移ることとあわせて戦略の中に入ってなきゃいけないんです。要するに、言いたいのは戦略的じゃないということなんです。その都度、その都度、いいと思ったことはね。

市長のいいところは、フットワークの軽さなんです。僕は本当にそう思うんです。いいところはいいんです。けれども、それが戦略がなくなっちゃうと、羅針盤のない船みたいな

もんで、どこへ飛んでいくかわからんということになってしまうんです。ですから、あえて私は、頑張っていたかなきゃいけないから、前向きに言っておるんですよ。足を引っ張るつもりでは全然言っていないからね。そういう意味からすると、やっぱり戦略がちょっと弱いんじゃないかなあという気がするんです。

それで、総合センター条例第4条というのがありますね。瑞穂市福祉センターは次の事業を行うということで、1. 高齢者等要援護者のデイサービス事業及び各種の福祉サービスの提供に関する事、2. 生活、健康、身上等の各種相談に関する事、3. 市民の福祉の増進、並びに社会福祉団体の育成及び活動の促進を図るために必要と認める事業、4. 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業ということで、総合センター条例の中で福祉センターの事業内容が明記をされております。

そこでお聞きしますけれども、今回の教育委員会の福祉センターへの移転によって、それらの事業は、この条例はどうなるんですか。

○議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 西岡議員御指摘の総合センター条例のことですが、第4条の第1号に高齢者と要援護者のデイサービス事業というのがございますが、こちらは削除していくことになるかと思いますが、それ以外のものにつきましては、現状の施設の中で、教育委員会が来ても残る部分についてはできる、またできるようにしなければならないというふうに考えております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） このセンター条例と関連しますけど、行政組織規則の第16条にも、瑞穂市福祉センターにおいては次の事務をつかさどる。1. 福祉センターの施設の運営に関する事、2. デイサービス事業に関する事、3. 生活、身上等の各種相談事業に関する事、4. 社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会に委託する事業に関する事、5. 福祉センターの施設を使用して行う事業に関する事ということもありますけれども、これらについてはどうなんですか。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 御質問の、瑞穂市の行政組織規則第16条に掲げておりますデイサービスにつきましては、現在休止中ということで、3月31日に正式に廃止となるということで、その後において改正する予定でございます。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 次に問題は、これからの福祉センターとしての機能をどういうふうに再

編していくのか、そういうことについてのビジョンは具体的に考えられていますか。

○議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） それにつきましても今後の中で、時間的余裕は余りないかと思いますが、これから詰めていく状況かと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 今の答弁でも、さっきと同じなんですよ。何を言いたいかという、戦略がないということなんです。

皆さん、聞いていてどうですか。移った、教育委員会、後をどうするか、これから考えます、じゃあ福祉センターとしての役割を今後どうするんですか、これから考えます。何が残るかといったら、教育委員会が移転するということだけです、はっきり言って。

だから、こんなことではだめなんです。こんな脇の甘いことでは、脇にぱーんと手を入れられたら土俵の外へ突き落とされますよ、本当に。やっぱりそのところを考えていかなきゃいけない。

そもそも福祉センターとしてつくったわけなんです。福祉センター、保健衛生センター、生涯学習センター、それを総合センターとして一体化して市民の利便性に應えるようにつくったわけなんです。それで20年たって、教育委員会の施設に置きかえるということになると、普通常識で頭に浮かぶのは、じゃあ建設時の起債、総合センターは地域総合整備事業債29億8,000万円使っていますよね、75%充当されるということでこれを使っているわけですけども、じゃあ起債の条件、あるいは補助金。この補助金は県の振興補助金500万円を使っています。これの補助金の条件等も多分あったと思うんです。

そうすると、まさか条件違反で補助金を返還しなければならないとかいうようなことは、手続的にちゃんとクリアをしておる、その点は問題ないですね。ちょっと念のために確認しておきますけど。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 御質問の起債につきましては、平成6年9月に起債をし、平成18年3月に返済を終了しております。

また、市町村振興補助金については、用途などの変更などによる補助金の返還については10年間となっておりますので、もう10年過ぎておりますので、そのあたりは問題ございません。

また、用途変更や廃止、財産処分については、補助金交付後50年ということがございますが、こちらについては報告するという義務が残りますが、報告すればクリアするというふうに先方にも聞いておりますので、問題ございません。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 時効だから問題はありません、よう開き直るなど思った、はっきり言って。逆に問題点がどこにあるかということを行っているわけで、開き直って、いや問題はありません、時効で、あとは報告すれば問題はありませんということは、報告してないということでしょう。

だから、言いたいのは、適正手続を踏むということなんです。一番大事なことは、行政に対する住民の信頼なんです。そのためには、法、例えば施行令等々にのっとって適正手続を踏むということなんです。そこで信頼が勝ち取られるんですよ。

我々、いろんな民事事件やりますけれども、やっぱり時効でも援用しなければ、いつまでたっても相手側は金返せ、金返せと言ってくるから、どういう法律の第何条によって時効ですから、もうこれを援用しますからといって初めて時効が成立をするということで、我々やっておりますからね。今のような、いきなり時効ですから問題ありませんとくると、そういうところがちょっとおかしいということなんです。ちょっとずれてるぞということなんです。そのところがぜひわかっていたかなければいけないと思うんです。

あと気になっているのは、政府は今度の通常国会で、要支援の1と2を介護保険から外して市町村の事業にするとということを行っているわけですよ。そうすると、うちの場合は、公的なデイサービス、ホームヘルプ事業というものを、民間事業者がいっぱいできたから、それに委ねるから、そこでみんな受け入れてもらえるからいいよということで、それを廃止にする。では、今度は国が自分のところの合理化をするために、地方に押しつけるためにそういう事業をやろうとしておる。とすると、そういうことが可決されたら、市としてはこのデイサービスとか、あるいはホームヘルプ事業をどこでやろうということを考えておるんですか、今。

○議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 改めて市直営で実施するということは考えておりません。

また、今議員御指摘の訪問介護、通所介護について、今後は地域支援事業の形で実施していくと。また、地域の皆さんとの協力のもと、そういった形態を広げていくというふうに来ております。事業所でやる手法もありますでしょうし、さらに地域のふれあいサロン等、そういったところでの広がり、そういったところも国の施策としては考えておるところというふうに、今、市のほうでは考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） それも、国は要するに市町村に事業を押しつけて、誰がといたったときに、ボランティアでやれというふうなことで聞いております。問題は、聞いておるんじゃないで、国がそういう方針であることがわかっておれば、市としては、住民の健康を地域末端で守るた

めに、自分たちの責任においてどうするか、こういうことが主体的に問われているわけなんですよ。

そのところで、今言ったように、ところてんでしょう。デイサービスを押して、次教育委員会をやってと順番にところてんだけど、それをやったらやりっ放しで、その手当てというものが無い状態なんです。だから、その状態をきちんと見なきゃいけないと思うんです。これは別に、特に誰が悪いという意味で言っておるんじゃないですよ。ただ、事実を事実として分析したときに、そういうところに穴が出ているんじゃないかな。だから、そこをきちっと埋めていく作業を丁寧にやらなきゃいけない、そのことが行政の信頼なんじゃないかなという意味で言っておるんですよ。

いつも私、言っていますよ、個人の恨みなんかで言っていないですよ。同じ改革だから批判しないなんて、全然ないですよ。やっぱりきちっと言うべきことは言いますよ、それは。ただ、そのときの物差しがずれてしまっているとしっちゃかめっちゃか、思いつき、手順も後か先かわからん。こういう中で、みんなが右往左往しておることになるんですよ。

だから、ぜひそこら辺の戦略、福祉戦略、戦略というものをしっかり立てて、それぞれの関連性、そして全体の統一性、関連と統一において戦略的に捉えるという視点がないとだめなんです。そのことを最後に申し上げて、ぜひその穴は埋めていただきたい。そのことが住民のためになるし、執行部の皆さんも住民の皆さんに喜んでもらうことになるというふうに確信いたしておりますので、ぜひお願いをしたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） いずれにしましても、この機構改革、組織改革につきましては、私は事務の経験者でございません。やはり実際仕事をやりますのは職員でございます。

この機構改革に当たりましても、しっかりと中で協議をしてくれよということを申し上げます。

特に私ども、子育てと教育の一元化を進めております。これは庄田議員からも、そこら辺のこともたびたび御質問をいただいております。そういった事務の連携ですね、福祉との連携、こういったことを考えまして、やはり庁舎が向こうとこっちで二分でございます。この連携が大きなあれでございまして、職員が2人ずつ動きます。こういう関係、いろいろ抜本的に考えてくれたと思っております。

最終的には、私が責任をとることでございます。議会の皆さんが、そんなことはだめだとおっしゃれば私はあれでございしますが、何といいましても仕事をしてくれる職員にしっかりとあれしてくれよと、そうして進めておることでございます。

そういう中で、4月からでありますとまた相当あれしますので、そういう設計のたたき台ぐらいはつくらせてもらいたい。そういうところから、その設計も市内の設計事務所もござい

す。そういったところで、過去のこともございます。そういうことのないように、そういうことも注意しながら話をしておるところでございますので、私ども本当に連携がとれるように、そしてそれをすることによりまして大きくこの中の配置がえも変わってくるわけでございます。そういったことを考えての関係から、今回提案をさせていただいておる。十分に協議をしましてまいりました中でしてきたあれでございまして、私としましては総括責任者として、これだけそういうことならということを出させていただいておるところでございます。それがだめとおっしゃれば、はっきりとだめと言っただけであればそれまででございます。そのことだけを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 今、最後に市長から答弁いただきましたので、また一言言っておきたいと思えます。

要するに、客観的な時間と合意の形成の実態、これが成熟をしてないと思うんです。

だからこれは3月議会で提案してもらう。3月議会でやり直しをする。別に何も問題はありません。そういうふうな取り扱いにさせていただきたいというふうに思います。

○議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 今回、1月に上げた背景には、アベノミクス効果というか、この設計業者からお話を聞きますと、今いろんな資材関係も、繰越明許させていただいたように、なかなか不足している状況ということで、少しでも早くやったほうが早い移転ができるということで、先ほど森企画部長が7月をめどにというスケジュールを描いたわけですがけれども、現実的にはなかなかそれも難しいのかなというようなお話も伺っている状況の中で、少しでも早く形にしたいという思いがあって、1月に臨時会があるということで御無理を言ったわけでございます。

先ほど来、ちょっと西岡議員さんの総合センターの位置づけの関係でございますけれども、確かに旧の穂積町のときには3つの複合施設ということででき上がったのは事実でございますが、その後、合併という一つのセレモニーがあったわけでございまして、瑞穂市としてどうあるべきかという物差しを当てますと、福祉センターの機能は多少減少はしますけれども、これは包括外部監査の結果でも指摘されていますように、総合センターといいながらも実際は運営が十分でないというような形もありますし、一方では老人福祉センターですね。あそこについても、この包括外部監査でも指摘を受けておるところでございまして、場合によっては本当に老人福祉センターという名称を福祉センターというふうに変えてもいいんじゃないかというようなことは担当レベルでは話をしておるわけでございます。

ですから、旧の2町の発想でなくて、瑞穂市としてどうあるのが事務効率がいいのかという

視点も考えておるところでございまして、決して思いつきではなくて、包括外部監査の指摘は22年度のときに受けておりますので、そのときから将来のことを考えてやってきたわけでございますね。

それで、社協が委託しておったデイサービスというのは、実は市が事業主体なんですね。市が事業主体であります、かねてより土・日、祭日休んで、そんな殿様商売はどうかということも実際指摘を受けておったところございまして、そういった問題もクリアする中で、やはり廃止が望ましいということ。

廃止すると、後をどういうふうに活用するかということをお社協とともに検討しておったんですけども、それは内部意思形成過程の段階で、皆さんにはお話しできていないという状況で、一部文教厚生委員会ではそういったことも検討したいということはお話をさせていただいたところございまして、要は市としての行政事務をどういうふうに運営するかという視点で考えれば、やはり事務所としての転換もやむを得ない。

ですけれども、今あるお風呂については引き続き残す予定でありますし、福祉センターの機能はできる限り確保しながらということで検討をするという、先ほど福祉部長が答えましたんですけども、そういうことで一応事務方ではまな板には上げて検討はしております。

ですから、それはまだどういう形になるかというその段階で、3月議会の文教厚生委員会なんかでもそのお話しさせていただいたと思っておりますけれども、決して思いつきでやっておるわけではなくて、それなりに考えながらやっておりますので、そこら辺だけ御理解いただきたいということで、あえて発言をさせていただきました。

○議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 議席番号1番 堀武。

この福祉総合センターの内部のデイサービスの利用についてですけど、これに関しては私自身も、さっき副市長が言われた土・日、祭日休みで、その問題点を考えれば、やはり民間に移譲して、あそこの後の利用というのを考えるべきだということで常に提言してきたのは事実と同時に、福祉部の1階につくるべきということも、ずうっと行政のほうに提言してまいりました。と同時に、社会福祉協議会の今やっている事務所の西南ですか、あそこの相談室の狭さと、それから問題点にも言及して、その形で2階に主要部分が教育委員会に移ったということも事実なことです。

だから、前回提示された形で見ますと、社協のところは福祉部、それからデイサービスの部分が福祉部というような形で、青写真というんですか、グリーンに塗られているのはいささか疑問に思いながら、今回もその辺のことを問いましたところ、社協を残すことを検討するとい

うことを言われたんですけれども、残すならば福祉部と社協が一体の部屋において、利用者が移動をしなくてもいいような、連携のとれる形をとらない限り、何のためにデイサービスを廃止したのか、その意義を問われると思います。

教育委員会がこっちに来るためだけに、あそこに福祉部を持ってきて、社会福祉協議会の主要部分を老人福祉センターのあんな不便なところの、駐車場、私もあそこでちょっと事故を起こしましたですけど、非常に難しいところに移動をさせて、そして障害者、高齢者、御婦人、幼児、全てに関して、総合的にあそこに行けば福祉課と社協にすぐ相談ができ結論ができる、そういうスペースをつくる気があるのか。検討する、検討するといっても、調査設計はしたと。その調査設計が、どういう形になっているのかわからないが、200万、本設計に入るならば、行政側としてもその辺のことを検討するでなくして、どのような形でできるのか。

せっかく福祉部を1階に持ってきたならば、社協と一体になったワンフロアで、福祉部に相談すれば、すぐ社協に対して補助金の申請、おむつの問題、いろんな問題がそこで解決できる。それが福祉のこれからのあり方だと思うからこそ、あそこのデイサービスを廃止することに関して賛成をしました。

本当は少し違って、あそこに障害者を含めた訓練の場所というか、そういうような形がとれないかという一つのことも思っていたんですけれども、総合的に考えればこの案も決して悪くはないですから、その辺の覚悟というんですか、徹底というんですか、するならばせっかく福祉、社協が1階のスペースの横に窓口を広げて、2階に主要部分を、社協を持っていったのを、その社協を今度はどこかほかの部分に持って行って教育委員会を入れると。そして不便さが増すんだったら本末転倒、何の意味もありません。

だから、その辺のことを小川議員、それから西岡議員が言われたんですけれども、やはりその辺のことを含めて、不退転の覚悟があるならば、その辺のことのしっかりした答弁をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 現在、1階に社会福祉協議会の地域包括部門が入っておりますが、ああいった形で福祉部と社協の中での相談部門との連携というのは当然必要かと思っておりますので、同じ1階のスペースの中に社協全部が入るということは難しいかも知れませんが、そういった福祉部門と連携すべき部門として社協が残って、連携できるスペースを福祉としては当然熱望しておりますし、そのようにしたいというふうに考えております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 言っていましたように、私は協議会の全部をあそこに残せなんとはい言も言っておりません。だから、2階にある部分をそれ相応な場所に、例えば老人福祉センターが

いいのか、例えば別府のあそこの保育園跡の一、二階は全部利用されているのか。

前々から言っているんですけども、総合的に建物に関して本来は考えてですね、土地だけでなく、どこに集約せなだめなのかということは、本当はもっと前にやるべきことだと思って、それは質問されておることは当然で、これに関しては全ての議員が言っていることだと思っております。そういう意味で、思いつきだと言われても仕方ないような形が一部に見られるのは、それは言われてもやむを得んですよ。

ただし、今いうように、これから縦割りだけのことではなく横との連携を密にしながらその辺のことも含めて、せっかく移動して云々するならば、社会福祉協議会の主要部分というんですか、事務的な部分を、老人福祉センターがいいのかどうかも、それについては再度検討していただいて、一番近い場所であるならば、一番近い場所をどのようにしたらいいのか、全てに関して総合的に判断して決めていただきたいと。

もう結論ありきでなくして、やはり修正するところは修正しながら行っていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 今、社会福祉協議会の関係のお話がありました。

部長のほうから答えさせていただきまして、連携できる部分は一部はあれですが、本来、社会福祉法人は別格でございまして、社会福祉法人は別のところで単独で行政の補助を受けながらやっていく仕事でございまして、どこへ行っても役所の中で一緒にやっておるところはほとんどございません。社会福祉法人は皆それなりに独立でしております。

ですから、その一部分はやはり今度の、仮にできたとしましたら、その連携とる部分は入りますけれども、全部がということは全く別になると思います。そのことだけははっきり申し上げておきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 再度言いますけど、全部を同じところなんて全然言っていない。

ただ、窓口が社会福祉協議会と福祉が同じような連携がとれば利用者に便利だから、その点はやっていただきたいと。ただ、他の部に関して、事務的なこととか云々に関して、遠くより近くでできる場所があれば検討していただきたいと、そういう意味なものですから、正しい理解をひとつよろしくお願いします。答弁は結構です。

○議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

巢南庁舎の教育委員会が出た後の部屋について、これから考えるとこいつ、「外郭団体など」という言葉もさっき出ましたが、さっき小川議員がそういううわさも出ていると言われましたが、どこか一つでも、後入ってもらえるんじゃないかというようなことを言っているか言っていないか、ちょっとお聞かせください。

○議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） まだ、どこの団体にもそういったお話はしていません。

そもそも、この1月議会で皆さんにお話しするのが、これ外に出すのが初めてというか、社協との連携はやってますけどね。社協が関与している団体との話はしてはいますけれども、ですからまだ外へ向かっての情報発信というのはやっておりません。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 情報発信ではないんですよ。教育委員会が総合センターに行けば、あとはあなたのところを使ってもらえるかもしれんみたいな話も、市長もお答えいただきたいと思うんですが、どこの団体にも全く話してないかどうか、御答弁いただきたいと思えます。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） まだ議会に御相談も、これ申し上げるきょうはですね。

この前、委員会のときにお話し申し上げただけで、ほかに何にも、そういう話はしておりません、はっきり申し上げて。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） さっき小川議員が、そういう話も裏では出ているんですよと言われましたけど、この200万の議案を見ると、とても根が深くて、そして影響が広いということを感じますので、この議案が出た総括質疑として、私はこの議場の前にいらっしゃる方々ですね。市長も含め、職員含め聞きたいと思うんですが、年間大体、特別会計も含めおよそ200億動かしているわけですが、このお金は一体誰のものか、どういう自覚でやっていたらっしゃるかお聞きしたいです。誰のお金を動かしているわけですかね。

○議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 私たちは公僕という意識なんですね。いわゆる公のしもべということでございますから、市民から負託を受けて職員にならせていただいております。

市長も、ある意味では市民から負託を受けて、選挙で選ばれておる。ここに見える議員さんも同じような立場だと思いますね。ですから、負託を受けておる、その負託に対して、やはり真摯な気持ちで行政運営に当たらなければならないと思います。

ただ、お金をもらって働いておる限りは、やはり先を読んだ展望ということも考えなきゃなりませんので、今いただいた税金をすぐそのまま国が考えている施策に沿ってやるということじゃなくて、やはり地方自治体としての権能を、許される裁量の中で、いかにその税金をうまく使って皆さんに喜んでいただけるか。いつも市長が言われますけど、地方自治法の住民の福祉という、その福祉の概念というのはいかに幸福の満足度を市民の方に与えることができるかということですから、税金は全て市民の皆さんから信託を受けて使わせていただいておりますというふうに感じておるところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 負託、信託を受けて市民の、国民のって言うてもいいですけど、お金を扱っているわけですよ。もちろん負託、信託を受けているわけですから、市民の皆さんのために働いているわけですね、ひたすら。

ということ市民の皆様にはわかっていただく、理解していただければ、言葉だけで、私たちは信託、負託を受けて皆さんのために働いていると口で言っても、本当に市民の皆さんがそう思ってくれない限りは、だめだということは御理解いただけますでしょうか。

そう思っていたかなければ、私たち、こっち側の者もそうですけれども、そのための努力、仕事の中身を中身としてしてないということになるんですけど、その辺はいかがお考えですか。言葉だけでなくいいんです。

○議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） この補正予算の基本的な理念のお話だというふうに解釈しますけれども、今のこの予算を組むに当たっては、結局、最終的には市民に還元されていくという思いのもと、予算を計上しておりますのでございます。

ですから、例えば改修が全ての市民にとってプラスになるかどうかはわかりませんね。というのは、福祉センターの一部が事務所が変わるということは、制約があるわけでございます。ですけど、行政というのは360度の視点でもって、どこにウエートが高いかという比較考量をしながら、一番ベストな方法を選択しているというふうには考えておるところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 御理解できないから質問させていただいているわけです。

それで、さっき時間がなかったんですけど、お昼をそこのうどん屋さんで食べていましたら、私と背中合わせの3人のお客さんが、「そうなんやと、お風呂だけ残すんやと」と、こういう話していたんです。びっくりしまして、ここの方がこっちのテーブルにおって。それって総

合センターの話ですかと言ったら、そうです。私たちも後ろで話ししていたんです。

どういう関係の方ですかとお聞きしたら、向こうはこっちが議員ということは知っていたみたいですが、介護人ですと言うけど、御本人が介護しているんじゃないみたいでしたね。御家族の方が介護関係の仕事をしているみたいで、突然に言われたと。あとはみんな移転すると。

つまり、このことから私が何を言いたいか。さっきから質問しているのは、市民のために仕事をしているわけですよ。さっきからずっと市長、奥田副市長が答弁をなさっていますが、議会の皆さんと相談しと言われ、実際やってくれるのは職員ですから職員の意見も聞きと、2つ出てきましたが、私、現場というのは市民だと思うんですよ。

社協というのは本当の外郭団体ですよ。そこで働いている人、それからまとめていえば、その社協の関係ですね。きっと御家族だと思うんですけど、介護人であり、それからこれはさっきの会派のときに申し上げましたが、デイケアサービスをなくしたときに、15年間、そこでボランティアをしていてくれた理容・美容関係の方に行った手紙というのが「廃止になりましたから」と、これだけだといって、私がちょっとそこのうちに行ったら、待っていたと。どうしてもくまがいさんに聞いてもらいたいと。15年、第3月曜日、毎月やって、やりくりしてみんなで、理容関係、美容関係の方です。「廃止になりましたの通知一つってどういうこと、みんな本当に泣いたよ」と言われるんですよ。

市民のために、市民によって支えられている行政だという観点が本当はないんですよ。「ありがとうございました」一つないんですよ。私ら15年間何やってきたのと言って、みんな泣いたと言っていました。私、それよくわかるんです。本当によくわかります、私、その心がなくて泣く人、怒る前に泣いちゃうんです。私も絵本の会をずっと30年前からやってきましたけど、本当にひどい目に遭いましたから。たかが読み聞かせの会で。どれだけの扱いを、当時の穂積町から受けたかというのを、何十年も、今は議会議員としてもそうですけど、よくわかります。だから、そういう人が言うことは。

つまり現場というのは、市民のお金で市民のために働いているというのが、すっぱり皆さん抜けているんだと思うんですよ。現場というのは、だから社協の介護人も突然で驚いたと言っているでしょう。そのボランティアをやっていた理容・美容関係の方も、15年間やらせてもらってお礼一つない、廃止になりましたの通知だけが来た。それから下畑ですね、牛牧小のことも終末処理場も、これ現場ですからね。現場の市民の方たち。

市長はよく市民協働、先ほどの所信表明でもありましたけど、市民協働が今も生きているって、10周年記念からと言われましたけど、市長の考えられる市民協働というのは、市民が行政のもとに働いてくれると解釈しているんじゃないかと、そのボランティアたちもそうですよね。行政の皆さんはそう考えていらっしゃるんじゃないかと、私は思えるんです。

陸上競技場の決め方も、1年半前に文教で出てきましたけど、そのときに既に決まっておる

んやでと、その話が出てびっくりしたのは、そこの議員と市長関係の中で、私一人でしたからね、ほかの方は知っていたんじゃないかと思うんですよ。でも、先ほど副市長から言われたのは、1年半前に最初に話が出たときに、くまがいさんはもう知っていたでしょうと、どういう言い方ですか。その前からもう話はあって、決まっておったんやでと出ているんですから、その後も説明がないわけですよ。

まとめます。要するに行政が現場ではない、2次的ですよ、それは。やっぱり市民のために、市民と一緒にやる。説明責任も伴うし、参画ですよ。計画段階から市民と相談しなきゃだめなんですよ。だから、本当に新生クラブのほうからも、今回、この議案について、どうなっておるんやというのが、これ行き過ぎると本当にそういうふうになっちゃうわけですよ。まるっきり行政だけでやっている。

さっき副市長も、水面下で相談しましたと言われましたよね。市長、副市長、あと梅田さんですか。水面下でやる前に、関係者と、社協もそうでしょうし、ボランティアで働いてくれた人も事案によってはそうでしょうし、この狭い議場の中にいる関係者だけじゃだめだということを実際にここで考え直していただきたいんですけど、この1点について、どのように理解し、今後なさっていくおつもりか、御答弁いただきたいんですが。

○議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 今の御指摘は、市長のマニフェストのまちづくり基本条例の理念に結びついていくものだと思いますね。

それでもって、議会基本条例もでき上がって、仕組みはできているわけなんですよ。その仕組みが、まだ十分に浸透していない部分は否めません。これは、市民であつてもそうですし、市の職員であつても同じだと思います。

はっきり言って、私も企画部長でおったころは、夢を描いて、それなりに条例制定に努力をしたつもりでございしますが、今のポジションになって市役所を俯瞰すると、まだ十分でない部分があるということは痛感しております。

ですから、逆に、また一方では、市民の方からもそういった御提案もいただくわけですが、大多数の市民の方は、まだこの条例の本質を御存じないという実感もあります。それは、やはり行政の課せられた責務だということで、もう少し啓蒙・啓発もしなきゃなりませんし、いろんな仕掛けもしながら、普遍化させるという必要性は感じております。

ですから、先ほど申しましたように仕組みはできているんですから、この仕組みをいかに徹底させていくのかは、それもある意味では市民協働ではないかなと思いますね。やはり市民の側も提案をしていただく、市もそれに応えていく。そして、市は市でまた情報を知り得る立場ですから、メニューを出していく、そういう仕組みが議会と三位一体で行われていくのが、将来の瑞穂市をよくしていくものだという認識ではおります。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 市民に浸透していない、市民に啓蒙するという御答弁でしたが、私がさっきから申し上げていたのは、ここにいる人たち、行政の上層部、トップたちにはないというふうに申し上げていたんです。以上で終わります。

○議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第1号から議案第9号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

散会の宣告

○議長（星川睦枝君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後2時59分

